

第3期医療費適正化計画の概要（案）

1 計画策定の基本的な考え方

- (1) 住民の生活の質を確保・向上し、良質かつ適切な医療の効率的な提供を目指す。
- (2) 医療保険制度を持続可能なものとするため、医療費が過度に増大しないことを目指す。

2 計画の位置付け・計画期間等

- (1) 根拠法：高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項
- (2) 内 容：「県民の健康の保持の推進」や「医療の効率的な提供の推進」に向けた取組を記載。
- (3) 計画期間：**6ヵ年計画**（平成30年度～平成35年度）

3 進行管理等

- (1) 進捗状況の公表
 - ◆ 年度毎に進捗状況を公表
- (2) 進捗状況に関する調査及び要因分析
 - 毎年度の進捗状況を踏まえ目標達成が困難な場合、必要に応じ施策等を見直し
 - ◆ 最終年度に調査・分析・公表（暫定評価）
- (3) 実績評価
 - ◆ H36年度に実績評価・公表

3 主な推進方策

4 計画策定のスケジュール（案）

区分	平成29年度				
	11月	12月	1月	2月	3月
県		医療費適正化計画案作成	健康づくり審議会	保険者協議会等	
			パブリックコメント		
				健康づくり審議会	医療費適正化計画公表

5 計画の構成

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景 等

第2章 医療費を取り巻く現状と課題

第1節 医療費の動向

- ・ 本県の医療費の状況、高齢化の状況 等

第2節 生活習慣病の状況・医療費の状況

- ・ 年齢階層別、全疾病に占める生活習慣病の割合及び医療費の状況 等

第3節 医療需要と病床数の状況

- ・ 医療資源の状況、患者の受療動向 等

第3章 医療費適正化に向けた目標及び目標達成による医療費の推計 （国が示すガイドライン）

第1節 兵庫県医療費適正化計画の目標

(1) 県民の健康の保持の推進に関する目標 （健康づくり推進実施計画）

- ① 特定健康診査の実施率(70%以上) 等
- ② たばこ対策
- ③ 生活習慣病の重症化予防の推進
- ④ 予防・健康づくりの推進（インセンティブの提供、がん検診の受診率） 等

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標 （地域医療構想+保険者独自の取組み等）

- ① 病床機能の分化・連携及び地域包括ケアシステムの構築
- ② 後発医薬品の使用割合（80%以上）
- ③ 医薬品の適正使用の推進

第2節 目標達成による医療費の推計

◇ 入院外等：自然体の医療費の見込み

- ▲ 後発医薬品の普及効果
- ▲ 特定健診等の実施率の達成効果
- ▲ 外来医療費の1人当たり医療費の地域差縮減を目指す取組みの効果
 - ・ 糖尿病の重症化予防の取組の推進
（40歳以上の人口1人当たり医療費の全国平均との差を半減）
 - ・ 3医療機関以上からの重複投薬者を半減
 - ・ 15種類以上の薬剤を投薬されている高齢者（65歳以上）を半減

◇ 入院：病床機能の分化及び連携の推進の成果

第4章 目標達成に向けた取組等

第1節 県民の健康の保持の推進

第2節 医療の効率的な提供の推進

具体的な推進方策を記載
（各計画の取組み内容を記載）

第5章 計画の評価等

第1節 計画の評価

第2節 進行管理